

石島会計メモ

平成25年6月号



中央区日本橋本石町
3-3-15 田所ビル
石島公認会計士事務所
(03)3275-1311
発行責任者 石島洋一

給料を増やしたら、税金が戻ってくる！！

(所得拡大促進税制)

☆☆増えた人件費の10%を税額控除

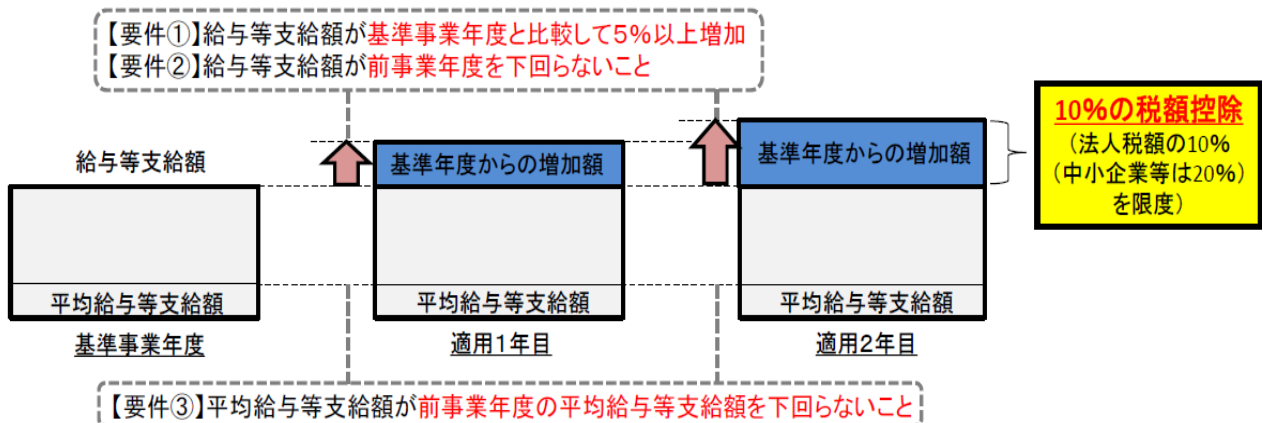
平成25年4月以降に開始する事業年度から3年間に限った処置ですが、増加した給与等の10%を法人税から控除する制度が出来ました。人的投資を積極的に行おうとする企業が恩恵にあずかれそうな制度です。

この制度は、国内雇用者の給与（給与や賞与の合計）を基準年度より5%以上増額させた企業が対象です。5%と言うと、大変高いハードルに思えますが、たまたま基準年度には賞与が少なかったとか、基準年度より人員が増加したなどという場合は適用される余地は十分ありそうです。しかも、事前に登録申請等の手続きは一切ありません。

☆☆適用のための3条件

この制度を適用することができる要件は3つです。

- ①給与等支給額が基準事業年度の給与等支給額と比較して5%以上増加していること
- ②給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと
- ③平均給与等支給額が前事業年度の前平均給与等支給額を下回らないこと

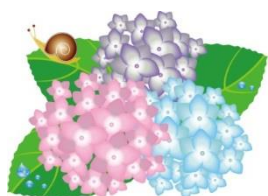


☆☆基準年度の人件費が少ないと非常に有利

税額控除される金額はその年度の給与等と、「基準年度」の給与等の差額ですから、基準年度の給与等が少なければ少ないほど有利なわけですね。

ここでいう基準年度とは、この制度の適用が始まる年度の直前事業年度をいいます。たとえば、3月決算の会社の場合、25年4月開始事業年度からが適用事業年度なので、その直前期、平成25年3月期の給与等が比較の対象です。この基準年度は3年間変更がありません。

と言うことは、まだ今が基準年度の会社では、今期（進行事業年度＝基準年度）の給与等を抑えておいて、適用年度に大幅アップなどということになれば、税額控除の金額が大きくなります。そのような方法をとることを勧めるわけではありませんが、制度上は税額控除できる金額が大きくなることは確かです。



☆☆役員の給料を上げるのが妙策か？

それではと言うことで、平成25年4月以降、経営者や家族従業員などの報酬を大幅アップする方法はどうでしょうか？

これは認められません。税額控除の対象になるのは「国内雇用者の給与等」で、役員や役員の親族、使用人兼務役員の給与等は、この税額控除の対象にはなりません。オーナー一族だけの給料をあげて、税額控除を受けることは出来ないのです。

しかし、見方を変えれば、純粋社員のみ給与等が5%上がればよいのですから、わずかな人員増加や、賞与の増加などで5%条件をクリア出来る可能性は十分あることになります。

また、この制度は税額控除ですから、その年に納める税金が無ければ、控除は出来ません。税額控除できる金額は増加人件費の10%で、その年の法人税額の20%以内（中小企業の場合）です。

この制度は、人員が増加したときの雇用促進税制との選択適用であることなど、注意すべき点がありますので、この制度の詳しいことにつきましては、石島会計までお問い合わせください。

（文章 石島洋一）



元気な会社紹介!

～ 気配りで成長のリフォーム会社～

株式会社 東陽工業

文章：佐藤篤司

今回は、創業から50年、時代のニーズに対応した業態変更を親子3代に亘り成し遂げ、今年6月に新宿区若松町から同区三栄町への本社移転を果たしました株式会社東陽工業をご紹介します。

同社は昭和40年、先代社長であり来月白寿を迎えられる藤本信雄氏（現会長）が設立、現社長の藤本亀代治氏及び専務の藤本眞氏がその後を引き継ぎ、半世紀に亘り成長を続け、現在に至っています。

その仕事内容も屋根工事から紆余曲折を経て、軽鉄部、内装部・塗装部と次々新しい事業部を構築し、現在ではリフォーム工事全般にまで、その事業を拡大させています。

東陽工業を訪れると、居心地の良さからか帰ろうともしない訪問者で、会社の事務室・応接室はいつも人で溢れています。もちろん、担当者である私も長時間滞在者の一人です。そして、藤本社長の廻りには常に人の輪が出来て、役員・従業員のみならず取引先や銀行、営業の人達で社内はいつも笑顔に包まれています。



大石内蔵助の姿がピッタリ
藤本亀代治社長
各々方、三栄町に
家入（うちいり）でござる



完成した藤本ビル

東陽工業の強みは、施行能力の高さに加え、こうしたコミュニケーション能力。とりわけ藤本社長の気配りは、お客様のみならず、取引先や地域社会の人達も、そのすばらしさを認めるところで、会社成長の原動力にもなっています。

社長の長男である専務藤本眞氏は現在婚約中！新社屋にある新居でのこれからの生活に思いを馳せていることと思います。この地で4代目が誕生する日も近いのかも知れません。

新社屋はJR四ッ谷駅から5分の好立地、多くの商業施設が並ぶ三栄通りの少し閑静になるところに建てられました。会社の向かいには、銭湯やお寿司屋さん・医院が並び、経済環境とともに生活環境の良さを窺わせます。

また三栄町と言う町名は、筆筒町・北伊賀町・新堀江町の3町が合併した際に「三つの町が栄えるように」という願いから名付けられたといわれています。

会社の50周年と新社屋への移転・後継者の結婚・白寿を迎えられる会長とこれからも三栄町でそれぞれが栄えて、新たな歴史を築いていくことでしょう。

社長にインタビュー

～若松町で事業基盤を築かれて半世紀、創業時のお話を聞かせて下さい～

創業者である会長が戦地より戻り、経理として勤めていた建設会社が倒産し、顔見知りだった屋根やさんの支援を得て、**屋根工事の会社**を作りました。

～外装から内装へ事業をシフトさせた背景を教えてください～

外装は**天候に左右**されて、収入が不安定でした。さらにアスベストの問題など**環境問題**が取りざたされるようになり、少しずつ受注割合を**内装にシフト**していきました。

～現在の仕事の内容と会社の理念を教えてください～

ボード工事を初め、壁床天井の**クロス・塗装**などから**防水・耐震補強**などリフォームと呼ばれる仕事は大概請け負います。以前はゼネコンからの受注が殆どでしたが、最近ではエンドユーザーから受注するリフォームの仕事が増えてきました。情報社会が進み、消費者も内装工事は**内装屋に直接発注**した方が安くできることを知っていますから・・・(笑)

私は仕事の**受注**は、お付き合いの**始まり**だと思っています。数十年経った後も会社がそこにあり、同じことを当たり前を提供している会社にこそ、お客様は**安心**して仕事を委ねることが出来るのではないのでしょうか。専務が移転を機に結婚するので、徐々に**経営を移譲**していこうと考えています。そうして**信用も連鎖**していけばよいのです。またリフォームの仕事は見えるところもあれば、見えないところもあります。お客さんの大切な財産を預かり、その**思いを込めた仕事**を真摯に手がけていきたい。技術者達にも常々そういつているんです。



大石内蔵助(?)率いる施工浪士47士

専務にインタビュー

～今後の抱負を語っていただけますか～

高度成長期に建設した建物は建て替えや修繕の時期に差しかかっていますし、今後も**リフォーム需要は拡大**していくものと考えています。高齢化していく技術者を教育者として、**若手の育成**と多様化するニーズに応えられる**新技術**を確立し、基盤を再構築した上で、先代達の理念を受け継いでいきたいと思います。

株式会社 東陽工業

〒160-0008 東京都新宿区三栄町1-8

電話 03-3353-0959

ホームページ <http://www.toyokogyo.com/>

藤本電代治氏に面会希望等ある方は、石島会計宛ご連絡下さい